

平成 18 年 2 月 21 日  
危機管理室安全・安心担当課

## 防犯用品等あっせんについて

### 1 実施目的・概要

各種防犯用品の普及、および区内住宅の防犯性能の向上を図るため、区が信頼できる区内の防犯業者と協定を結んだうえ、当該業者を紹介し、各種防犯用品および防犯設備工事の施工を促進する事業を開始する。

### 2 対象となる防犯用品等

- (1) 協定業者が希望者宅を訪問し、代金引換のうえ宅配するもの  
防犯ブザー  
催涙スプレー  
防犯シール
- (2) 協定業者が事前に希望者宅を訪問し、希望者と事前調整のうえ、防犯設備工事を実施するもの  
ドアの防犯対策（補助錠・シリンダー交換・サムターン対策など）  
窓ガラスの防犯対策（防犯ガラス・防犯フィルムなど）  
侵入接近を知らせる防犯対策（防犯センサー・防犯灯など）

### 3 事業の流れ

- (1) 防犯用品の購入・防犯設備工事の施工を希望する区民は、パンフレット添付のハガキを区に送付する。
- (2) 区は希望者の住所により、協定業者（「日本ロックセキュリティ協同組合」加盟の 11 社）各社への割り振りを行う。
- (3) 協定業者が希望者と連絡をとり、用品の配送・工事の施工を行う。

### 4 周知方法

- (1) ねりま区報 2 月 11 日号に記事を掲載するとともに、練馬区ホームページにも掲載する。
- (2) パンフレットを出張所・図書館等各区立施設で配布する。